

## 飼い主のいない猫特別対策助成事業について

- 1 目的 飼い主のいない猫の増加やふん尿被害による生活環境の悪化を防止する。
- 2 対象者 市内に生息する飼い主のいない猫の不妊又は去勢手術を、県内で開業する動物病院で受けさせた高崎市内の町内会等、又は市に登録のある動物愛護団体。  
※「町内会等」とは、区長を代表者とする町内会、又は町内会の環境保健委員を代表者とする団体をいいます。
- 3 補助金額
  - ① 不妊又は去勢手術 1頭につき 20,000円  
※手術費が上記の額に満たない場合は、その手術費用の額が上限となります。
  - ② 飼養管理費 1頭につき 10,000円  
※①の手術をした猫で、その後の餌やりや、糞尿等の処理の世話をを行う場合に対象となります。
- 4 申請可能な頭数 1団体につき20頭まで(年度内)
- 5 申請窓口 高崎市保健所 生活衛生課
- 6 申請から補助金交付までの流れ
  - ① 申請：令和8年4月8日(水)受付開始(予算の範囲内で通年受付)。  
保健所生活衛生課窓口へ「高崎市飼い主のいない猫特別対策助成事業補助金交付実施団体申請書(様式第1号)」を提出。
  - ② 決定：先着順にて決定し、保健所より「補助金交付実施団体登録決定通知書」を送付。(予算額に達した後の申請については、予算額に空きが生じた際、順次繰り上げいたします)
  - ③ 手術：指定された期間内(決定通知からおおよそ3か月以内)に、動物病院で猫の不妊又は去勢手術を実施。
  - ④ 報告：指定された期間最終日より1か月以内に「実施報告書」、「請求書」、「領収書」(原本)を窓口へ提出する。  
※領収書について…「手術日」・「宛名(「●●町内会 区長●●」)」・「猫の呼び名」・「手術の名称(不妊か去勢)」が記載された動物病院が発行したもの。原本は返却できません。
  - ⑤ 入金：④の手続き終了後、約1か月で指定口座に振り込みます。
- 7 その他・注意事項
  - ・追加申請：同一年度内、1団体につき合計20頭を上限として、追加申請が可能です。
  - ・計画的な申請のお願い：より多くの町内会にご活用いただけるよう、申請頭数や実施時期の精査をお願いいたします。つきましては、取り組みの体制が整った段階での申請にご協力をお願いいたします。

<問い合わせ先> 高崎市総合保健センター4階  
高崎市保健所生活衛生課 環境衛生担当  
電話 027-381-6116(直通)  
8時30分~17時15分(平日)